



保健、衛生

※年齢は年度末(3月31日)の時点の年齢です。

保健

相談、健診など

問合先 各地域健康課(→25P)

●保健相談

保健師、歯科衛生士、管理栄養士が、保健に関する相談に応じています。

●医療相談

問合先 大田区医療相談窓口 ☎6450-0321

看護師等が治療内容や区内診療所等に関する相談や苦情の受付を行います。

受付時間 月～金曜(祝日、休日、12月29日～1月3日を除く)
午前9時から午後5時

※治療行為における過失の判断や診療所との紛争の仲介、医療費に関することはご相談できません。

●健康教室

生活習慣病予防の正しい知識の啓発と、食事や運動などについての具体的な指導を児童館や町会・企業などに出張して行っています。

はねびょん健康ポイント

問合先 健康づくり課 ☎5744-1661

区内在住・在勤の18歳以上の方を対象に、スマートフォンの歩数計機能を活用した歩数、健診(検診)受診、イベント参加等でポイントがたまり、抽選で景品が当たります。台紙でも参加できます。

抽選応募予定期間

(アプリ): 5月、7月、9月、11月、1月、2月

(台紙): 7月、11月、2月

健康診査

●特定健康診査・特定保健指導

問合先 国保年金課国保保健事業担当

☎5744-1393

健康づくり課

☎5744-1265

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	40～74歳の大田区国民健康保険被保険者
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施し、健診結果により生活習慣改善の保健指導を行います。
受診方法など	特定健康診査は対象者にあらかじめ送付する受診票と被保険者証等、国保の資格がわかるものを実施医療機関に持参して受診してください。特定保健指導は対象者に利用案内を送付します。

※社会保険に加入の方(被扶養者の方含む)は、加入されている保険またはお勤め先の担当者へおたずねください。

●長寿健康診査

問合先 国保年金課後期高齢者医療給付担当

☎5744-1254

健康づくり課

☎5744-1265

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	後期高齢者医療被保険者
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	対象者にあらかじめ送付する受診票と被保険者証を実施医療機関に持参して受診します。

●大田区健康診査

問合先 健康づくり課 ☎5744-1265

無料です。実施期間は、6月から翌年3月。

対象	40歳以上の生活保護受給中の方及び中国残留邦人等支援給付受給中の方
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	対象者にあらかじめ送付する受診票を実施医療機関に持参して受診します。



保健、衛生

●39歳以下基本健康診査

問合先 健康づくり課

☎5744-1265

有料です。実施期間、その他の要件は、区HPをご覧ください。

対象	18～39歳で、職場等での健診の機会のない方
内容	問診、血圧測定、血液検査、尿検査などを実施します。
受診方法など	「39歳以下基本健康診査会場」の表示のある医療機関に受診票があります。実施医療機関に直接申し込んでください。

●成人歯科健康診査

問合先 健康づくり課

☎5744-1265

無料です。実施期間は、区報などでお知らせします。対象及び内容については、制度改正等により変更になる場合があります。

対象	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・80歳の方。ただし、職場で健診の機会のある方や歯科治療中の方を除く。
内容	歯周組織・現在歯・喪失歯の状況等(76・80歳のみ、飲み込み等の検査有り)
受診方法など	対象者に送付する受診票を実施医療機関に持参して受診します。

●保健所肝炎ウイルス検査

問合先 感染症対策課

☎4446-2643

1回に限り無料です。感染症対策課へ電話で申し込んでください。

対象	区内在住の15歳～39歳。他の制度で同様の検査を受ける機会のある方はそちらを受診してください。なお、手術等を受ける際の事前検査として受けることはできません。
内容	問診、採血
受診方法など	区内の実施医療機関に保健所が発行する受診票を持参して受診します。

●アスベストフォローアップ検診

問合先 健康医療政策課

☎5744-1246

1年に1回に限り無料で受診できます。健康医療政策課へ電話で申し込んでください。

対象	仕事やアスベスト工場近くでアスベストを吸ったなど健康被害に不安がある方
内容	問診、胸部エックス線撮影
受診方法など	東京労災病院にて保健所が発行する受診票を持参して受診します。

●風しんの第5期予防接種

(令和6年度まで)

問合先 感染症対策課

☎4446-2643

対象	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
内容	抗体検査、MR(麻しん風しん混合)ワクチン予防接種
受診方法など	実施医療機関に、保健所が発行する無料クーポン券を持参してください。



がん検診など

問合先 健康づくり課

☎5744-1265

各種がん検診、骨粗しょう症検診及び眼科(緑内障等)検診は一部自己負担あり。(要件に該当する方は自己負担が免除になります。)実施期間等詳細は、区報・HPなどでお知らせします。

がん検診等の種類及び内容については、制度改正等により中止又は変更になる場合があります。

最新情報については、健康づくり課までお問合せください。

検診名	対象※	受診方法
胃がん	エックス線検査 40歳以上※ 内視鏡検査 50歳以上※	各医療機関へ直接申込 対象者にあらかじめ送付する受診券と被保険者証および自己負担金等を実施医療機関に持参し受診してください。受診票は実施医療機関にあります。 (女性のみ、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診は区内施設で実施する集団検診もあります。)
肺がん	40歳以上※	
大腸がん		
子宮頸がん	20歳以上※の女性	
乳がん	40歳以上※の女性	
喉頭がん	40歳以上※ (喫煙歴がある等の受診要件有)	
前立腺がん	60・65・70歳※の男性	
B型・C型肝炎ウイルス	40歳以上※で一度も受けたことのない方	
骨粗しょう症	40・45・50・55・60・65・70歳※の女性	
眼科(緑内障等)	40・45・50・55・60・65・70歳※の方	

※対象年齢は当該年度の誕生日における年齢です。また、制度改正等により変更になる場合があります。
職場において同様の検診機会のある方及び当該がんの治療中又は、経過観察中の方は対象となりません。
また、当該部位を治療中の方は、問診・質問の結果、受診できない場合があります。

HIV・性感染症検査

問合先 感染症対策課

☎4446-2643

▽対象 HIVや梅毒などの性感染症の不安があり、感染症が心配される機会から60日以上経過した方

▽会場 蒲田地域庁舎

▽申し込み方法 HPより電子申請(先着)

※診断書の発行はできませんのであらかじめご了承ください。

※検査は匿名・無料です。

大田区もの忘れ検診

問合先 高齢福祉課高齢者支援担当

☎5744-1268 ☎5744-1522

無料です。実施期間、その他の要件は、区HPをご覧ください。

▽対象 区内在住で、年度内に①70歳・75歳に到達する方(受診券発送済)、②65歳～80歳(①を除く)のうち受診を希望する方(問合先へ電話の上、受診券を発送します)

▽内容 認知症の疑いの有無を検査します。

▽受診方法など 同封した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」を行い、希望する方は、実施医療機関に直接お申込みください。



医療費助成など

●妊娠高血圧症候群等医療費助成

問合先 各地域健康課(⇒25P)

▽対象 妊娠高血圧症候群等で入院治療の必要がある妊産婦の方
一定の要件があります。くわしくはお問い合わせください。

●自立支援医療費(精神通院医療)

問合先 各地域福祉課(⇒24P)

▽対象 精神障がい通院医療を必要とする方

●結核患者医療費助成

問合先 感染症対策課

☎4446-2643

▽対象 結核の治療、入院を必要とする方

●ぜん息など大気汚染関連疾病医療費助成

問合先 健康医療政策課公害保健担当

☎5744-1246

▽対象 18歳未満で気管支ぜん息などに罹患している方、一定の要件があります。くわしくはお問い合わせください。

●被爆者援護事務

問合先 各地域健康課(⇒25P)

被爆された方及びその子への医療費助成制度です。

●原子爆弾被爆者見舞金

問合先 各地域福祉課(⇒24P)

▽対象 被爆者健康手帳の交付を受けている方

●石綿(アスベスト)健康被害救済制度

問合先 健康医療政策課

☎5744-1246

アスベストが原因の肺がん、中皮腫、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺(アスベスト症)またはびまん性胸膜肥厚を発病された方、及びそれらが原因で亡くなられた方に対して、医療費、療養費の助成及び特別遺族弔慰金等の支給を行う制度です。



保健、衛生

衛生

衛生に関する相談

問合先 生活衛生課

☎5764-0694

●飲料水の相談

受水タンクや浄水器などの給水設備の衛生管理についての相談に応じています。

●住まいの衛生や衛生害虫に関する相談

ネズミやハエ、蚊などの衛生害虫や、室内のカビ、空気の汚れなど、住まいの衛生の相談に応じています。

食品衛生に関する相談

問合先 生活衛生課

☎5764-0697

食中毒や食品に異物が入っていたなどの届出・相談に応じています。

犬の登録など

●犬の登録

問合先 各地域健康課(⇒25P)

生後91日以上の子犬には、法律により登録が義務付けられています。環境大臣の指定登録機関にマイクロチップの情報登録がない場合、各地域健康課へ届け出し、鑑札の交付を受けてください。登録内容に変更があったとき(飼い犬の死亡や引っ越しなど)も届け出が必要です。

環境大臣の指定登録機関にマイクロチップの情報登録がある場合、その情報登録が大田区への登録、マイクロチップが鑑札となるため、各地域健康課への届け出は不要です。登録内容に変更があったときも、環境大臣の指定登録機関に届け出が必要です。

●狂犬病予防注射

問合先 各地域健康課(⇒25P)

飼い犬には年1回の狂犬病予防注射の接種と、注射済票の装着が義務付けられています。

●狂犬病予防定期集合注射

問合先 生活衛生課

☎5764-0670

毎年4月に区内の指定動物病院で実施しています。登録済みの犬の飼い主には、3月下旬に通知します。

動物に関する問い合わせなど

内容		問合せ先
犬にかまれた、飼い犬が人をかんだ		生活衛生課 ☎5764-0670
猫の去勢、不妊手術料金の一部助成		
犬や猫がいなくなった 犬や猫を保護した		生活衛生課 ☎5764-0670 各地域健康課(⇒25P) 東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507
公共の場所で、迷い犬や負傷した犬、猫などを見つけた		東京都動物愛護相談センター ☎3302-3507
犬や猫、カラス、鳩などの 死体処理	私有地・私道など	各清掃事務所(⇒140P)
	公共の場所など (管理者が処理します)	区道—各地域基盤整備課(⇒25P)
		都道—各清掃事務所(⇒140P)
		国道—国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所 ☎3799-6315

公共の場所などの樹木の害虫

発生した場所によって連絡先が異なります。

●道路などの樹木

道路などの樹木に発生した害虫の駆除は、下表のと
ころに連絡してください。

●区の公園の樹木

各地域基盤整備課公園管理担当(⇒25P)に連絡して
ください。

発生場所		連絡先	電話
国道街路樹(第一・第二京浜国道)		国土交通省関東地方整備局東京国道事務所品川出張所	☎3799-6315
都道街路樹、産業道路(都で管理) 環状七号線、八号線、中原街道など		東京都建設局第二建設事務所補修課街路樹担当	☎3774-8717
区道街路樹	大森地区	地域基盤整備第一課	☎5764-0631
	調布地区	地域基盤整備第三課	☎3726-4303
	蒲田・糎谷・羽田地区	地域基盤整備第二課	☎5713-2007
公営住宅 内の樹木	区営住宅・区民住宅敷地内	大田区住宅管理センター	☎3730-7325
	都営住宅・都民住宅・ 公社住宅敷地内	東京都住宅供給公社お客様センター	☎0570-03-0072(都営・都民) ☎0570-03-0032(公社)
		※IP電話・PHSご利用の方	☎6812-1171
	UR住宅内	東京南住まいセンター	☎5427-5960

